

大口町告示第84号

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年5月11日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表第2 耐震改修工事に対する助成額の項中

「(4) 上乗せ補助として30万円（ただし、(1)、(2)及び(3)の助成額と合計して対象経費を超えない額を限度とする。）

(5) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額」を

「(4) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額」に改め、同表補助金の交付金額の項中「(5)の額」を「(4)の額」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。